

補助事業モデル 『7月から補助対象期間が開始するパターン』

- 次の4要件を全て満たした月から補助対象期間開始
- ①職員の採用
 - ②奨学金返済手当制度創設
 - ③奨学金返済手当支給開始(賞与や一時金の場合、支給(対象)期間の最初の月)
 - ④奨学金返済開始

- 【例】
- ①令和2年4月1日に職員を採用
 - ②就業規則を変更し、令和2年6月に奨学金返済手当制度を創設
 - ③令和2年7月から当該職員に対して奨学金返済手当を毎月支給
 - ④当該職員は令和元年10月27日から奨学金返済開始



- 令和2年7月から補助対象期間開始
- 令和2年7月から研修受講期間等を算定

補助期間	事業所での対応	4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	1月	2月	3月	
令和2年度	<ul style="list-style-type: none"> ○奨学金返済手当制度の創設 ○奨学金返済手当の支給 ○育成計画書の作成及び資格取得支援 	<div style="border: 1px dashed black; padding: 2px;">前年10月</div> <div style="border: 1px dashed black; padding: 2px;">④奨学金返済開始</div>			<div style="border: 1px solid black; padding: 2px;">②奨学金返済手当制度創設</div>	<div style="border: 1px solid black; padding: 2px;">③奨学金返済手当支給開始</div>	<div style="border: 1px solid black; padding: 5px;">初任者研修受講・修了(令和4年6月末まで)</div> <div style="border: 1px solid black; padding: 5px; margin-top: 5px;">1年目(令和2年7月～令和3年6月)</div>							
令和3年度	<ul style="list-style-type: none"> ○奨学金返済手当の支給 ○育成計画書の作成及び資格取得支援 	1年目		2年目(令和3年7月～令和4年6月)										
令和4年度	<ul style="list-style-type: none"> ○奨学金返済手当の支給 ○育成計画書の作成及び資格取得支援 	初任者研修受講・修了		2年目		<div style="border: 1px solid black; padding: 2px;">※令和4年6月末までに初任者研修を修了しなかった場合、令和4年7月以降は補助対象外となる。</div>			実務者研修受講・修了(令和6年6月末まで)				3年目(令和4年7月～令和5年6月)	
令和5年度	<ul style="list-style-type: none"> ○奨学金返済手当の支給 ○育成計画書の作成及び資格取得支援 	3年目			4年目(令和5年7月～令和6年6月)									
令和6年度	<ul style="list-style-type: none"> ○奨学金返済手当の支給 ○育成計画書の作成及び資格取得支援 	実務者研修受講・修了		4年目		<div style="border: 1px solid black; padding: 2px;">※令和6年6月末までに実務者研修を修了しなかった場合、令和6年7月以降は補助対象外となる。</div>			5年目(令和6年7月～令和7年6月)				介護福祉士試験	
令和7年度	<ul style="list-style-type: none"> ○奨学金返済手当の支給 ○育成計画書の作成 	5年目			<div style="border: 1px solid black; padding: 2px;">令和6年度の介護福祉士試験を受験しなかった場合、令和7年2月以降は補助対象外となる。</div>									

補助事業モデル 『10月から補助対象期間が開始するパターン』

次の4要件を全て満たした月から補助対象期間開始

- ①職員の採用
- ②奨学金返済手当制度創設
- ③奨学金返済手当支給開始(賞与や一時金の場合、支給(対象)期間の最初の月)
- ④奨学金返済開始

【例】

- ①令和2年4月1日に職員を採用
- ②就業規則を変更し、令和2年6月に奨学金返済手当制度を創設
- ③令和2年10月から当該職員に対して奨学金返済手当を毎月支給
- ④当該職員は令和2年10月27日から奨学金返済開始



- 令和2年10月から補助対象期間開始
- 令和2年10月から研修受講期間等を算定

補助期間	事業所での対応	4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	1月	2月	3月			
令和2年度	○奨学金返済手当制度の創設 ○奨学金返済手当の支給 ○育成計画書の作成及び資格取得支援	①職員の採用		②奨学金返済手当制度創設				③奨学金支給開始 ④奨学金返済開始	初任者研修受講・修了(令和4年9月末まで)							
									1年目(令和2年10月～令和3年9月)							
令和3年度	○奨学金返済手当の支給 ○育成計画書の作成及び資格取得支援	初任者研修受講・修了(令和4年9月末まで)								2年目(令和3年10月～令和4年9月)						
		1年目														
令和4年度	○奨学金返済手当の支給 ○育成計画書の作成及び資格取得支援	初任者研修受講・修了(令和4年9月末まで)								実務者研修受講・修了(令和6年9月末まで)						
		2年目							※令和4年9月末までに初任者研修を修了しなかった場合、令和4年10月以降は補助対象外となる。		3年目(令和4年10月～令和5年9月)					
令和5年度	○奨学金返済手当の支給 ○育成計画書の作成及び資格取得支援	実務者研修受講・修了(令和6年9月末まで)								4年目(令和5年10月～令和6年9月)						
		3年目														
令和6年度	○奨学金返済手当の支給 ○育成計画書の作成及び資格取得支援	実務者研修受講・修了(令和6年9月末まで)							※令和6年9月末までに実務者研修を修了しなかった場合、令和6年10月以降は補助対象外となる。			介護福祉士試験				
		4年目							5年目(令和6年10月～令和7年9月)							
令和7年度	○奨学金返済手当の支給 ○育成計画書の作成	5年目							令和6年度の介護福祉士試験を受験しなかった場合、令和7年2月以降は補助対象外となる。							

補助事業モデル 『1月から補助対象期間が開始するパターン』

- 次の4要件を全て満たした月から補助対象期間開始
- ①職員の採用
 - ②奨学金返済手当制度創設
 - ③奨学金返済手当支給開始(賞与や一時金の場合、支給(対象)期間の最初の月)
 - ④奨学金返済開始

- 【例】
- ①令和3年1月1日に職員を採用
 - ②就業規則を変更し、令和2年9月に奨学金返済手当制度を創設
 - ③令和3年1月から当該職員に対して奨学金返済手当を毎月支給
 - ④当該職員は令和2年10月27日から奨学金返済開始



- 令和3年1月から補助対象期間開始
- 令和3年1月から研修受講期間等を算定

補助期間	事業所での対応	4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	1月	2月	3月
令和2年度	○奨学金返済手当制度の創設 ○奨学金返済手当の支給 ○育成計画書の作成及び資格取得支援						②奨学金返済手当創設	④奨学金返済開始			③奨学金返済手当の支給開始 ①職員の採用	初任者研修受講・修了 1年目	
令和3年度	○奨学金返済手当の支給 ○育成計画書の作成及び資格取得支援	初任者研修受講・修了(令和4年12月末まで)											
		1年目(令和3年1月～令和3年12月)										2年目	
令和4年度	○奨学金返済手当の支給 ○育成計画書の作成及び資格取得支援	※令和4年12月末までに初任者研修を修了しなかった場合、令和5年1月以降は補助対象外となる。											
		2年目(令和4年1月～令和4年12月)										3年目	
令和5年度	○奨学金返済手当の支給 ○育成計画書の作成及び資格取得支援	実務者研修受講・修了(令和6年12月末まで)											
		3年目(令和5年1月～令和5年12月)										4年目	
令和6年度	○奨学金返済手当の支給 ○育成計画書の作成及び資格取得支援	※令和6年12月末までに実務者研修を修了しなかった場合、令和7年1月以降は補助対象外となる。											
		4年目(令和6年1月～令和6年12月)										介護福祉士試験 受験	5年目
令和7年度	○奨学金返済手当の支給 ○育成計画書の作成	令和6年度の介護福祉士試験を受験しなかった場合、令和7年2月以降は補助対象外となる。											
		5年目(令和7年1月～令和7年12月)											